

## Client Alert

2018年12月号 (Vol.60)

1. はじめに
2. 知的財産法：限定提供データに関する指針（案）に対する意見公募開始
3. 競争法 / 独禁法：韓国で企業結合ガイドラインの改定案が公表
4. エネルギー・インフラ：太陽光発電設備の撤去費用積立方法に関する議論の状況等
5. 労働法：働き方改革関連法の最新動向 / パワハラ対策へ法整備の方針が示される
6. 会社法：ISS・グラスルイスの2019年版の議決権行使助言方針の改定について
7. 危機管理：消費者庁、食品表示の適正化に向けた取組について
8. 一般民事：デジタル・プラットフォーマーを巡る取引環境整備に関する検討会が取りまとめた中間論点整理（案）の公表
9. M&A：経産省が「公正なM&Aの在り方に関する研究会」の設置を公表
10. ファイナンス・ディスクロージャー：企業内容等の開示に関する内閣府令の改正案が公表
11. 税務：税制適格ストックオプションに関する非居住者への課税に関する裁決例
12. 中国・アジア（タイ）：タイ2017年改正競争法の通達の一部施行
13. 新興国（ブラジル）：ブラジルにおける個人情報保護法の制定
14. 国際訴訟・仲裁：JCAA（日本商事仲裁協会）による規則改正案の公表

### 1. はじめに

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、森・濱田松本法律事務所では、各分野の近時のリーガルニュースを集めて、Client Alert 2018年12月号 (Vol.60) を作成いたしました。実務における一助となれば幸いです。

### 2. 知的財産法：限定提供データに関する指針（案）に対する意見公募開始

2019年7月1日に施行予定の改正不正競争防止法(2018年5月30日公布済)では、安心してデータの提供・活用ができるようにするため、営業秘密の要件を充足しない「限定提供データ」(限定提供性、相当蓄積性、電磁的管理性を充足する技術上又は営業上の情報)に係る不正な取得、使用、開示行為を新たに不正競争として位置づけています。

経済産業省は、2018年11月20日に、産業構造審議会知的財産分科会不正競争防止小委員会における審議を経て、「限定提供データに関する指針（案）」を公表し、意見公募手続きを開始しました（意見募集期間は、2018年12月21日までです。）

## Client Alert

同指針（案）は、各要件の考え方、該当する行為等の具体例を盛り込んだガイドラインとなっており、今後の実務上、「限定提供データ」制度の活用にあたって重要性を持つものであり、意見公募手続きの結果及び当該手続きを踏まえた指針の最終版の内容が注目されます。

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=595218048&Mode=0>

パートナー 小野寺 良文

☎ 03-5223-7769

✉ [yoshifumi.onodera@mhjapan.com](mailto:yoshifumi.onodera@mhjapan.com)

オブ・カウンセル 田中 浩之

☎ 03-6266-8597

✉ [hiroyuki.tanaka@mhjapan.com](mailto:hiroyuki.tanaka@mhjapan.com)

### 3. 競争法 / 独禁法：韓国で企業結合ガイドラインの改定案が公表

2018年11月12日、韓国の公正取引委員会は、企業結合審査ガイドラインの改定案を公表しました。改定案は、11月26日までに行われたパブリックコメントの結果を踏まえて成案となる予定です。

改定案は、半導体・IT等技術革新を基盤とする産業に大きく依存している韓国において、ビッグデータや技術革新の要素を含む企業結合を緻密に審査することを目的として、これらに関する審査基準を追加しています。主要な追加事項は、「ビッグデータ」の定義、技術革新・ビッグデータに関する市場画定手法と市場シェアに代わる基準の提示、実質的な審査基準の提示の3点です。

#### 「ビッグデータ」の定義

改定案は、「ビッグデータ」を、「様々な目的で事業者らが収集し、統合的に管理・分析・活用する大規模の情報資産」と定義しています。一般に、ビッグデータの特徴としては、3つのV（「Variety（組合せ等の多様性）」「Velocity（処理される速度）」「Volume（量）」）が挙げられるところ、これらを踏まえた定義になっているといえます。

#### 市場画定手法と市場シェアに代わる基準の提示

ビッグデータや技術革新を基盤とする産業では、これらを製品の製造販売に結びつけている企業もあれば、研究開発段階のみに従事する企業もあることを踏まえ、改定案では、企業結合審査の対象となる市場を画定するにあたり、研究開発が行われる技術革新分野を独立した市場として画定することも、製造販売市場と包括して画定することもできることを提示しています。

また、ビッグデータが関係する企業結合では、ネットワーク効果等により、企業結合の影響が広範となり得るため、改定案では、ビッグデータと密に関連し、企業結合によ

## Client Alert

り競争制限の懸念が生じ得る分野については、当事会社が現に営む事業でなかったとしても市場を別途画定できる旨を提示しています。

さらに、こうした市場では、売上高等に基づく市場シェアを算定することが難しいことがあるため、これに代わる基準（研究開発費の支出規模、当該分野における特許の出願又は被引用の回数、技術革新競争に実質的に参加している事業者の数等）を提示しています。

## 競争制限効果の審査基準の提示

技術革新を基盤とする産業における企業結合では、当事会社が技術革新を減少させることにより技術革新の競争を阻害する可能性があるため、改定案では、これを判断するために以下の考慮要素を提示しています。

- ✓ 当事会社が重要な革新的事業者であるか
- ✓ 過去及び現在において当事会社が行った技術革新活動の類似性
- ✓ 企業結合後の技術革新競争に実質的に参加する事業者の数が十分か
- ✓ 当事会社と競争事業者間の技術革新力の格差
- ✓ 当事会社の一方が、技術革新活動を通じて他方の商品市場に参入できる潜在的競争事業者であるか

また、ビッグデータに関係する企業結合では、当事会社がビッグデータを用いて市場支配力を形成・維持・強化する可能性があるため、改定案では、これを判断するために以下の考慮要素を提示しています。

- ✓ 当事会社と競争事業者との間におけるビッグデータを収集・管理・分析・活用する能力の格差
- ✓ 当事会社が競争事業者のデータアクセスを制限する誘因及び能力の有無
- ✓ 企業結合後、ネットワーク効果等により新規参入がより困難になるか
- ✓ 当事会社が個人情報保護の水準を下げる等、個人情報関連サービスの品質を低下させる可能性が高いか

近時、競争法分野では、ビッグデータや技術革新が関係する事業者間の競争について、検討対象市場の画定、市場支配的地位の認定基準、規制対象となる行為のそれぞれをどのように検討・判断すべきかが各国で議論されています。日本でも昨年、公取委が「データと競争政策に関する検討会」の報告書を公表し、現在はいわゆるプラットフォームを巡る取引環境の整備に焦点を当てた検討会を経産省及び総務省とともに開催しており、今後、具体的な考え方が示されることが想定されています。韓国の企業結合ガイドラインの改定案は、こうした動きを反映したものであり、ビッグデータや技術革新が関係する事業者の届出では、韓国公取委から多数の質問を受領し、審査が長引く可能性も考えられるため、今後の実務の変化に注意する必要があります。

パートナー 宇都宮 秀樹

☎ 03-5223-7784

✉ [hideki.utsunomiya@mhmjapan.com](mailto:hideki.utsunomiya@mhmjapan.com)

## Client Alert

## 4. エネルギー・インフラ：太陽光発電設備の撤去費用積立方法に関する議論の状況等

2018年11月21日、再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会（「委員会」）第10回において、太陽光発電設備の撤去費用の積立方法についての検討が行われ、事務局提案による費用負担調整機関が「源泉徴収的に廃棄等費用<sup>1</sup>を積み立てるような資金の流れとする」「外部積立」案を原則<sup>2</sup>とする方針が、委員会です承されました。

事業者の手元に実際に支払われる金額が、費用負担調整機関により源泉で積み立てられる金額分減少することになる一方で、事業者レベルでの内部積立が不要となることから、プロジェクトファイナンスで資金調達を行っている案件においては、資金管理ルールの規定の見直し等が必要となるものと思われます。また、事業者の倒産時等において、事業者の債権者からの差押え等を防止し積立金が確実に撤去費用に充てられることを確保するための方策については、積立金の払戻しの要件を厳格化すること等につき今後の検討課題とされており、事業者にとっては、撤去工事に必要なタイミングでスムーズに積立金の払戻しが行われることが確保されるかといった点が、今後の注目点となるものと思われます。

かかる施策は、「（特定契約の）契約変更等の意思にかかわらず発電事業者からの積立を可能とする。」ための方策の検討が想定されている点や、既認定案件・既運転案件にも適用があることが前提とされている点において、広範な事業者に影響を及ぼし得るものであり、今後の議論の動向を注視する必要があります。

パートナー 小林 卓泰

☎ 03-5223-7768

✉ [takahiro.kobayashi@mhmjapan.com](mailto:takahiro.kobayashi@mhmjapan.com)

アソシエイト 久保 圭吾

☎ 03-6266-8975

✉ [keigo.kubo@mhmjapan.com](mailto:keigo.kubo@mhmjapan.com)

## 5. 労働法：働き方改革関連法の最新動向 / パワハラ対策へ法整備の方針が示される

本号は、前号（第59号）に引き続き、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（「働き方改革関連法」）の関連省令等の議論・検討状況についてお知らせするとともに、昨今社会的に大きな関心事となっているパワハラ対策に対して、厚生労働省の審議会からパワハラ対策に対する法整備の方針が示されましたので、併せてお知らせいたします。

<sup>1</sup> 資本費の5%を廃棄費用とすると、40円/kWh案件において20年で回収する場合には0.86円/kWh、10年で回収する場合には1.62円/kWhと試算されています。

<sup>2</sup> 例外としては、廃棄等費用が確実に確保される蓋然性が高く、長期安定発電の責任・能力を担うことが可能と認められる事業者に対しては、内部積立を認めるとの提案がなされていますが、具体的にどのような事業者がこれに該当し得るかは明らかになっていません。

## Client Alert

## (1) 働き方改革関連法の最新動向

まず、高度プロフェッショナル制度について、前号(第59号)に引き続き、厚生労働省の労働政策審議会の分科会(労働条件分科会)において、議論が進められました。具体的に、2018年11月14日に開催された同分科会<sup>3</sup>では、前号でお伝えした、(i)高度プロフェッショナル制度の導入フロー、(ii)省令及び指針の素案の修正案が示され、例えば、対象となる業務について「対象業務以外の業務にも常態として従事している者は対象労働者とならない。」ということや、年収要件の解釈において、「支給額が減少することが見込まれる手当は含まれない。」ということ等、分科会での議論を踏まえ、より具体的な内容に変更されております。なお、上記の省令・指針案について、2018年11月29日より12月28日まで、パブリックコメントが募集されております<sup>4</sup>。

また、同一労働同一賃金について、2018年11月27日の分科会(職業安定分科会 雇用・環境均等分科会 同一労働同一賃金部会)<sup>5</sup>では、前号(第59号)での議論を受け、同一労働同一賃金ガイドライン案について諮問がなされました。2018年12月中を目途に、同ガイドラインが正式に公表される見込みです。

## (2) パワハラ対策へ法整備方針

近年パワハラを巡る相談件数・労災認定件数が増加傾向にあることから、パワハラ対策について、労働政策審議会の分科会(労政審雇用環境・均等分科会)で議論が行われていましたが、この度、2018年11月19日の同会において、議論の内容が「女性の活躍の推進及びパワーハラスメント防止対策等の在り方について(取りまとめに向けた方向性)」<sup>6</sup>としてまとめられました。具体的には、(i)パワーハラスメントを防止するための雇用管理上の措置を事業主に対して義務付けることを法律で義務付けるべき、(ii)職場のパワーハラスメントの定義や事業主が講ずべき措置の具体的な内容等を示す指針を策定すべき、(iii)紛争解決のための調整制度や、助言・指導等の履行確保措置についても、併せて法律で規定すべき、等の方向性が示されています。(ii)については、「職場におけるパワーハラスメント」の定義として、優越的な関係に基づく、業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動により、就業環境を害すること(身体的若しくは精神的な苦痛を与えること)とすることが提案されており、各項目の具体的な考え方についても、(ii)の指針の中で具体例を示しながら明らかとする方向性が示されています。

上記はいずれも方向性を示したものに過ぎず、確定的な事項ではないものの、マスコミにも取り上げられる等社会的な注目を浴びました。社会的にも関心が大きい分野ですので、今後の議論の状況を注視していく必要があります。

<sup>3</sup> [https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000024580\\_00009.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000024580_00009.html)

<sup>4</sup> <http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495180264&Mode=0>

<sup>5</sup> [https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000176596\\_00009.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000176596_00009.html)

<sup>6</sup> <https://www.mhlw.go.jp/content/11909500/000405096.pdf>

## Client Alert

パートナー 荒井 太一  
☎ 03-5220-1853  
✉ [taichi.arai@mhmjapan.com](mailto:taichi.arai@mhmjapan.com)  
アソシエイト 南谷 健太  
☎ 03-6266-8540  
✉ [kenta.minamitani@mhmjapan.com](mailto:kenta.minamitani@mhmjapan.com)

## 6. 会社法：ISS・グラスルイスの2019年版の議決権行使助言方針の改定について

2018年11月19日、議決権行使助言会社の Institutional Shareholder Services Inc.（「ISS」）は、2019年版の日本向け議決権行使助言方針（ポリシー）の改定（「本ポリシー改定」）を公表しました。本ポリシー改定では、2020年2月から、政策保有銘柄企業出身の社外取締役及び社外監査役には独立性がないと判断することとされています。その結果、ISSは監査役会設置会社においては、従前どおり、社外取締役に独立性がないと判断された場合でも、そのみを理由に当該社外取締役の選任議案に反対推奨しないとされていますが、監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社の場合にはその選任議案に反対推奨することになりますので、留意が必要です。なお、2017年に公表したとおり、ISSは、2019年2月から、監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社において、取締役の3分の1を社外取締役とすることを求め、株主総会後の取締役に占める社外取締役（但し、独立性は問わない）の割合が3分の1未満である場合、経営トップ（通常は社長及び会長）である取締役の選任議案に反対推奨する点についても留意が必要です。

また、2018年11月29日、議決権行使助言会社の Glass, Lewis & Co.（「グラスルイス」）も、2019年版の日本向け議決権行使助言方針（ガイドライン）の改定（「本ガイドライン改定」）を公表しました。本ガイドライン改定の一つとして、役員のダイバーシティに関する助言方針の適用対象を拡大する改定が行われます。すなわち、2018年版の改定の際に、2019年以降、TOPIX コア 30 及び TOPIX ラージ 70 の構成銘柄の会社において、役員に女性が1名も含まれていない場合、原則として、監査役会設置会社及び監査等委員会設置会社では経営トップである取締役の選任議案への反対を推奨し、指名委員会等設置会社では指名委員会委員長となる取締役の選任議案への反対を推奨するという助言方針が導入されたところ、本ガイドライン改定により、2020年以降は、同様の助言方針の適用対象を東京証券取引所第一部・第二部上場会社にまで拡大するとされています。当該助言方針の適用に際し、女性の役員を置いていない合理的な理由や今後の対応方針を開示している場合には反対推奨しないことがあり得るとされていますので、東京証券取引所第一部・第二部の上場会社のうち女性の役員がいない会社においては、どのように対応するかを検討しておく必要があります。

## Client Alert

各社においては、これらの ISS 及びグラスルイスにおける議決権行使助言方針の改定を踏まえて、株主総会の議案の内容を検討していく必要があります。

< 参考資料 >

ISS : 2019 Asia-Pacific Proxy Voting Guidelines Updates

<https://www.issgovernance.com/file/policy/latest/updates/Asia-Pacific-Policy-Updates.pdf>

グラスルイス : 2019 Proxy Paper Guidelines Japan

[http://www.glasslewis.com/wp-content/uploads/2018/11/2019\\_GUIDELINES\\_Japan.pdf](http://www.glasslewis.com/wp-content/uploads/2018/11/2019_GUIDELINES_Japan.pdf)

パートナー 石井 裕介

☎ 03-5223-7737

✉ [yusuke.ishii@mhmjapan.com](mailto:yusuke.ishii@mhmjapan.com)

アソシエイト 松村 謙太郎

☎ 03-6266-8938

✉ [kentaro.matsumura@mhmjapan.com](mailto:kentaro.matsumura@mhmjapan.com)

## 7. 危機管理：消費者庁、食品表示の適正化に向けた取組について

国及び都道府県等の各地方公共団体は、例年、「食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針」に基づき、食中毒が多発する夏期及び食品流通量が増加する年末において、食品表示等に関する取締りを集中的に実施しています。

2018年11月27日、消費者庁が公表した「食品表示の適正化に向けた取組」によれば、今年度末も例年通り、アレルギー、期限表示等の衛生・保健事項に関する表示や、保険機能食品を含めた健康食品に関する表示等が主な監視指導事項にされるとともに、表示の適正化等に向けた重点的な取組として、蜂蜜を原因とする乳児ボツリヌス症の予防対策の推進、食中毒等の健康被害発生時の関係部署及び関係機関の連携、食品表示法に基づく食品表示の新基準への移行の促進を行うこととされています。

例年、食品表示等に関する取締りにおいては、消費者庁より、各地方公共団体に対して、景品表示法等の他法令に違反しているおそれのある表示を確認した際には、担当部署への情報提供等の連携対応を採ることが要請されているため、食品関連事業者としては、食品表示以外の表示内容についても留意する必要があります。

なお、2018年6月13日、食品衛生法が約15年ぶりに改正され、広域的な食中毒事案への対策強化策としての広域連携協議会の設置や HACCP (Hazard Analysis and Critical Control Point: ハサップ) に沿った衛生管理の制度化等が新たに盛り込まれました。一部を除いて施行自体は公布日から2年とされているため、食品関連の規制の動向には引き続き注視する必要があります。

パートナー 藤津 康彦

☎ 03-6212-8326

✉ [yasuhiko.fujitsu@mhmjapan.com](mailto:yasuhiko.fujitsu@mhmjapan.com)

アソシエイト 千原 剛

☎ 03-5223-7798

✉ [go.chihara@mhmjapan.com](mailto:go.chihara@mhmjapan.com)

## Client Alert

## 8. 一般民事：デジタル・プラットフォーマーを巡る取引環境整備に関する検討会が取りまとめた中間論点整理（案）の公表

2018年11月5日、経済産業省、公正取引委員会及び総務省は、「デジタル・プラットフォーマーを巡る取引環境整備に関する検討会」が取りまとめた中間論点整理（案）を公表するとともに、事業者ヒアリングやパブリックコメントを通じて広く意見を求めることとしました。

2018年6月に閣議決定された「未来投資戦略2018」において、プラットフォーマー型ビジネスの台頭に対応したルール整備のために、本年中に基本原則を定め、これに沿った具体的措置を早急に進めるべきものと定められたことを踏まえ、競争政策、情報政策、消費者政策等の観点から、デジタル・プラットフォーマーを取り巻く各国制度の研究・評価や我が国における課題と対応等について検討が重ねられ、論点整理が行われたものです。

中間論点整理（案）には、デジタル・プラットフォーマーと利用者間の取引慣行等における透明性及び公正性確保の観点から、規律の導入を検討するとの項目があり、独占禁止法を補完するものとして、デジタル・プラットフォーマーに対し、そのルール（コード/アーキテクチャ）のうち重要な部分に関して、事業者への明示・開示を義務付ける等の規律を検討する、規律の内容、手段及び対象となるデジタル・プラットフォーマーの範囲については、ビジネスの変化の速さ、負担の大きさ、知的財産権、営業秘密やノウハウへの配慮等も考慮して、インカメラ手続き等も含めて検討する、技術やビジネスの変化の速さにも対応できる柔軟な枠組みという観点から、ルールの内容や、自主規制と法規制を組み合わせた柔軟な手法である共同規制を含めたルールの在り方等について検討する、デジタル・プラットフォーマーとプラットフォームの利用者との間で生じる問題を利用者が自ら解決できるようにするための実効的な紛争解決手段の導入を検討する、実効的な情報開示を担保するための仕組みについても検討するとされています。

これらの規律が導入されればプラットフォーマーに対する影響は大きく、プラットフォーマーの定義が曖昧であることも相まって、実務界からはイノベーションを阻害するという懸念の声もあがっています。

現在、プラットフォーマーに対する規制・規律のありかたは世界中で議論がされています。プラットフォーマーの立場にある場合はもちろんのこと、プラットフォームの利用者の立場にある場合も、日本のみならず、各国の規制・規律の制定に向けた動向には注視が必要といえます。

パートナー 早川 学

☎ 03-5223-7748

✉ [gaku.hayakawa@mhmjapan.com](mailto:gaku.hayakawa@mhmjapan.com)

パートナー 堀 天子

☎ 03-5220-1826

✉ [takane.hori@mhmjapan.com](mailto:takane.hori@mhmjapan.com)



## Client Alert

## 9. M&amp;A：経産省が「公正な M&amp;A の在り方に関する研究会」の設置を公表

2018年11月7日、経済産業省は、同省が2007年に策定した「企業価値の向上及び公正な手続き確保のための経営者による企業買収(MBO)に関する指針(「MBO指針」)について、策定後の環境変化等を踏まえて、その見直しの可否を含めて、日本の公正なM&Aの在り方について検討を行うため、「公正なM&Aの在り方に関する研究会」(「本研究会」)を設置することを公表しました。本研究会の議論の取りまとめは、来年春を目処として行われる予定です。

MBO指針は、MBO(マネジメント・バイアウト。対象会社の経営者が資金を出資し、事業の継続を前提として対象会社の株式を購入すること)に関する公正なルールの在り方を提示するものとして2007年9月4日に策定され、MBO取引を実施するにあたっての指針として、M&A実務に多大な影響を与えてきました。本研究会では、MBO指針の見直しを含めて日本の公正なM&Aの在り方について検討を行うものとされており、その検討結果がM&A実務に与える影響は大きいものと考えられますので、今後の動向に注目する必要があります。

パートナー 大石 篤史

☎ 03-5223-7767

✉ [atsushi.oishi@mhmjapan.com](mailto:atsushi.oishi@mhmjapan.com)

アソシエイト 岡野 貴明

☎ 03-6213-8105

✉ [takaaki.okano@mhmjapan.com](mailto:takaaki.okano@mhmjapan.com)

## 10. ファイナンス・ディスクロージャー：企業内容等の開示に関する内閣府令の改正案が公表

金融庁は、2018年11月2日、「企業内容等の開示に関する内閣府令」の改正案(「本改正案」)を公表しました。

本改正案は、大要、有価証券報告書等の記載事項について、経営方針・経営戦略等について、市場の状況、競争優位性、主要製品・サービス、顧客基盤等に関する経営者の認識の説明、事業等のリスクについて、顕在化する可能性の程度・時期、リスクが事業に与える影響の内容、リスクへの対応策の説明、役員の報酬について、報酬プログラムの説明(業績連動報酬に関する情報や役職ごとの方針等)、当該報酬プログラムに基づく報酬実績等、政策保有株式がある場合の、保有の合理性の検証方法等、監査役会等の活動状況、監査法人による継続監査期間等の開示を求めるものです。

特に、及びについては、従来の有価証券報告書でも一定程度開示が求められていた事項ではありますが、投資家が経営者の視点から企業を理解するための情報提供等が中長期の企業価値評価のために重要と考えられることから、経営者の認識に基づくより詳

## Client Alert

細な開示が求められるものです。かかる改正による開示の充実により、企業と投資家との建設的な対話が一層促進されることが期待されます。

本改正案については、2018年12月3日までパブリックコメントに付され、その後及び については、2019年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書等から、それ以外については、2020年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書等から適用される予定です。

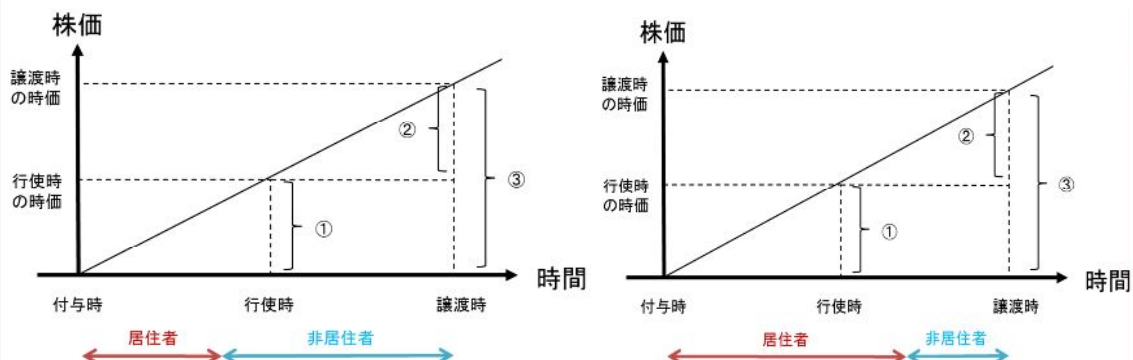
パートナー 鈴木 克昌  
☎ 03-6212-8327  
✉ [katsumasa.suzuki@mhmjapan.com](mailto:katsumasa.suzuki@mhmjapan.com)  
アソシエイト 森田 理早  
☎ 03-6213-8124  
✉ [risa.morita@mhmjapan.com](mailto:risa.morita@mhmjapan.com)

## 11. 税務：税制適格ストックオプションに関する非居住者への課税に関する判決例

役職員に対し、いわゆる税制適格ストックオプションが付与された場合、役職員において、行使時には課税されず、ストックオプションの行使によって取得した株式を譲渡するタイミングで、ストックオプションの付与時からの値上がり益（下図 部分）に譲渡所得課税が生じます。もっとも、当該役職員が税制適格ストックオプションの付与後に国外に転出し、非居住者となった場合には、租税条約の適用についても検討する必要があります。

この点について、国税不服審判所平成 29 年 8 月 22 日判決は、税制適格ストックオプションの付与を受けた居住者が、日本と OECD モデル条約と同趣旨の条約を締結する国に転出したという事案において、一般論として、居住者が非居住者となった後に税制適格ストックオプションを行使し、取得した株式を譲渡した場合（左図のケース）においては、権利行使益（ 部分）は本来の性質が給与所得であるため租税条約上の給与所得や役員報酬の規定を適用し、当該国との間の租税条約を前提とすると、付与対象者が従業員であればその勤務が日本国で行われる期間に対応する部分について、役員であればその法人が日本国の法人である場合に、日本に課税権が認められるとしました。また、行使後の値上がり益（ 部分）については租税条約上の譲渡収益の規定を適用し、当該国との間の租税条約を前提とすると、原則として居住地（転出先の国）に課税権があるとしました。他方、居住者が非居住者となる前に税制適格ストックオプションを行使し、非居住者となった後に取得した株式を譲渡した場合（右図のケース）においては、権利行使益（ 部分）については、その当時の居住国である日本において課税されるとしました。また、行使後の値上がり益（ 部分）については、左図のケースと同様、租税条約上の譲渡収益の規定を適用すべきとしました。これらの解釈に従い日本において課税される場合は、いずれも、株式譲渡時に譲渡所得として課税されることとなります。

Client Alert



日米租税条約議定書においては、左図のケースについて、大要、上記と同様の、部分と部分について別個の種類所得として観念する明文の規定がありますが、本裁判はそのような規定がない場合であっても同様の解釈がなされることが示されました。

税制適格ストックオプションの付与対象者が国外転出した場合には、租税条約の適用のされ方についても留意する必要があります。

パートナー 大石 篤史  
 ☎ 03-5223-7767  
 ✉ [atsushi.oishi@mhmjapan.com](mailto:atsushi.oishi@mhmjapan.com)  
 アソシエイト 山川 佳子  
 ☎ 03-6213-8125  
 ✉ [yoshiko.yamakawa@mhmjapan.com](mailto:yoshiko.yamakawa@mhmjapan.com)

## 12. 中国・アジア (タイ): タイ 2017 年改正競争法の通達の一部施行

2017 年 10 月に施行された改正取引競争法( Trade Competition Act B.E. 2560( 2017 )、 「改正競争法」) については、改正競争法自体は施行されたものの、その規定する規律の具体的な解釈・執行にあたっては、改正競争法の下位法にあたる競争委員会 ( Trade Competition Commission ) の「通達」( Notifications ) による具体的な定義・基準や手続き規則の制定が不可欠な形になっており、改正競争法の施行以来、これらの施行・公表が待たれていました。今般 2018 年 11 月 2 日付で、通達のうち一部が正式に施行され、また特に日系企業の関心も高い企業結合に関する通達も、現時点では未施行ながら委員会のウェブサイト公表され、最終段階にあります。そこで、今回は、施行・公表された通達の概要についてご紹介します。

### (1) 現在施行済みの通達

現在、施行済みの通達は以下の 5 つであり、その概要は以下のとおりです。

## Client Alert

「市場支配力を有する事業者」(改正競争法 50 条)の行為規制の詳細に関する通達 (Guidelines for Consideration of the Prohibited Conducts of Business Operators with Dominant Market Power)

改正競争法において、市場支配的地位を有する一定の事業者による他の事業者に対する不当な行為が禁止されており、その規制行為類型の詳細が通達において示されました。具体的には、主なものとして以下が挙げられます。

- ・ 「不当に商品等の価格を固定・維持する行為」として、(i) 他の競争事業者を排除する目的で極めて低い価格を設定する行為 (平均変動原価すなわち Average Variable Costs より低い金額はこの目的と推定) や、(ii) 同じ商品等についてコストや品質に差がないにもかかわらず取引先ごとに価格を変える行為がこれにあたりとされています。
- ・ 「他の事業者の事業活動等を抑制させるような不当な取引条件を課す行為」として、(i) 大量の商品を購入することを事実上強制されるディスカウント取引、(ii) 関連商品の購入を強制される取引 (抱合せ販売)、(iii) 再販売価格の固定行為等がこれにあたりとされています。

「独占・競争減殺・競争制限」(カルテル・談合。改正競争法 54・55 条)の詳細に関する通達 (Guidelines for Consideration of Joint Conducts of Business Operators that Monopolize, Reduce or Restrain Competition in Market)

改正競争法においては、カルテル行為について「ハードコア・カルテル(競争事業者間の競争制限的行為、法 54 条)」と「非ハードコア・カルテル(競争する事業者間以外の事業者の間の競争制限的行為、法 55 条)」に分け、前者には刑事罰、後者には行政罰という形で、特に市場の競争確保への悪影響が高い前者(ハードコア・カルテル)について、より厳格な処罰を規定する建付けとされています。

本通達において、カルテルの該当性にあたっては法的に拘束力のある合意か否か、書面化されているか口頭によるものかにかかわらず規制の対象となること、また明確な合意を示す証拠がない場合でも、事業者が相互に認識したうえで違反行為をした場合には対象となることを謳っています。

「不公正な取引」(改正競争法 57 条)の詳細に関する通達 (Guidelines for Consideration of the Conducts Causing Damages to Other Business Operator)

改正競争法において、上記の市場支配的地位を有する者には該当しないものの、市場において「市場における有力性 (Market Power)」又は「より高い交渉的立場 (Superior Bargaining Power)」を有する者が不公正に他の事業者の活動を妨害・阻害することは「不公正な取引」として禁止されています。

この「市場における有力性」・「より高い交渉的立場」の考え方について、本通達で基準が示されています。具体的には、

- ・ 「市場における有力性 (Market Power)」を有する者とは、特定の市場における

## Client Alert

事業活動の方向性又は条件を決定できる立場にある者とされ、市場シェア 10%以上を有する者は原則として有力性が認められるとされています。

- ・ 「より高い交渉的立場 ( Superior Bargaining Power )」にある者とは、他の事業者の事業活動について、コントロール、命令、方向性又は条件設定をできる立場にある者とされ、
  - ( i ) 対象商品について当該相手方からの売上等が事業価値の 30%以上を占める関係にある場合
  - ( ii ) 対象商品について当該相手方からの売上等が事業価値の 30%以下である場合であっても、実質的に他事業者への切り替えができない関係にある場合はこれに該当するとされています。

「市場」の画定とシェアの算定に関する通達 ( Guidelines for Consideration of Determination of Market Definition and Market Share )

改正競争法において規律されている市場支配力の濫用 ( 法 50 条 ) 企業結合 ( 法 51 条 ) 競業事業者間のカルテル行為 ( ハードコアカルテル、法 54 条 ) 等に関連して、本通達では、そもそも「同一の市場」に属すると認定するための「市場」の範囲の画定方法について規定しています。具体的には、以下の 3 つの観点から検討するとされています。

- ・ 需要代替性テスト ( 商品・役務の範囲 ( 性能・価格・用途 ) と地理的範囲について、需要者から見て代替性があるか )
- ・ 供給代替性テスト ( 製造・提供者がコスト増加や価格変更による大幅なリスクの増加なく製造・提供を変えられるか )
- ・ 競業可能性テスト ( 相互に市場への参入条件や競争のレベルに影響を与える関係にあるか )

「同一支配下」の基準に関する通達 ( Criteria for Consideration of Business Operators having relationship in Policy or Directive Power )

改正競争法上のカルテル規制や企業結合規制については、一定のグループ会社間の行為については規制の適用除外とされ、原則として許容されています。そのグループ会社の範囲について、本通達では「 Directive Power を有する一事業者により、その事業運営・経営に関するガイドライン・方針・手続きについて『同一の支配下にある』当事者」とされ、その概要としては、いわゆる共通の親会社が

- ( i ) 50%超の議決権付株式を保有する場合
- ( ii ) 直接・間接に株主総会の議決権の過半数をコントロールする場合
- ( iii ) 直接・間接に取締役の半数以上の選任・解任をコントロールする場合

には、当該支配されている会社間の行為・企業結合は原則として規制の適用の対象とならないとされています。

## Client Alert

### (2) 未施行の通達

現在、残り7つの通達は競争委員会のウェブサイトにてタイ語で公表されているものの、現時点では未施行となります。未施行の通達のうち、特に重要なものは企業結合規制に関する以下の通達と考えます。

企業結合規制が適用される「他事業者の支配・監督・経営を行うための資産・株式の取得」(改正競争法51条)に関する通達(Rules on Consideration of Acquisition of Assets or Shares for Control of Policy on Business Administration, Direction or Management by Way of Business Merger)

企業結合規制の対象となる企業結合は、改正競争法上、以下のとおり規定されています(法51条1号~3号)

(i) 合併

(ii) 他の事業者の経営方針の支配・監督・経営を行うための、他の事業者の「全て又は一部の資産の取得」

(iii) 他の事業者の経営方針の支配・監督・経営を行うための、他の事業者の「全て又は一部の株式の直接・間接の取得」

上記未施行の通達において、上記類型(ii)・(iii)について、以下の基準が示されています。

・「全て又は一部の資産の取得」とは、対象会社の事業資産価値の50%超の取得。

・「全て又は一部の株式の直接・間接の取得」とは、(a)対象会社が上場会社の場合には議決権ベースで25%以上の株式等の取得、(b)上場会社以外の場合には議決権ベースで50%超の株式の取得。

企業結合規制(改正競争法51条)の事後報告手続に関する通達(Rules, Procedure and Conditions for Notice of Outcome of Business Merger)

改正競争法において当局への事後報告(7日以内)が必要となる「競争の重要な減少となる可能性のある企業結合」について、本通達において、「企業結合の前又は後における対象事業者の一市場における売上が10億バーツ以上である場合」(同じ支配下に属するグループ会社の売上を含む)として金額基準が示されています。

企業結合規制(改正競争法51条)の事前届出(許可)手続に関する通達(Rules, Procedure and Conditions for Application for and Granting of Permission for Business Merger)

改正競争法において、企業結合の結果、市場独占・市場支配(Dominant Player)となる可能性のある場合、当該企業結合の実施前に当局への届出(許可)が必要とされています(法51条)。本通達ではその届出・許可申請の必要書類等について規定されていますが、一つ重要な点として、本通達が今後正式に施行され効力を有するタイミングまでに、当該企業結合について当事者において「株主総会決議」又は「契約締

## Client Alert

結」が実施されている場合は、同届出・許可申請の対象とならない旨が規定されています。但し、この点は特にパブリックヒアリング等でも見解の分かれていた論点であり、またどんな契約をもって「契約締結」といえるのか等やや不明確と思われる点もあることから、今後施行にあたっては特にこの点に関する最終的な規定内容を確認する必要があります。

## (3) まとめ

以上、今回一部の通達が正式に施行され、また未施行の通達についても今後いつでも施行される可能性のあるものであり、今後タイでの取引や企業結合(M&A)を行う場合には、改正競争法の通達の最新の状況及びその法令の内容についての検討と反映が必要となり、実務上も大きなインパクトがあると考えています。なお、未施行の通達については、施行にあたり内容変更の可能性があります、またそのタイミングについても競争委員会は明確な回答をしておらず、引き続き動向をフォローアップする必要がある点にご留意ください。

オブカウンセル 二見 英知

☎ +66-2-266-6485 (Ext: 320) (バンコク)

✉ [hidetomo.futami@mhmjapan.com](mailto:hidetomo.futami@mhmjapan.com)

アソシエイト 細川 怜嗣

☎ +66-2-266-6485 (Ext: 325) (バンコク)

✉ [reiji.hosokawa@mhmjapan.com](mailto:reiji.hosokawa@mhmjapan.com)

アソシエイト 白井 啓子

☎ +66-2-266-6485 (Ext: 322) (バンコク)

✉ [keiko.shirai@mhmjapan.com](mailto:keiko.shirai@mhmjapan.com)

### 13. 新興国 (ブラジル): ブラジルにおける個人情報保護法の制定

2018年8月14日、ブラジルにおいて個人情報保護法が制定されました。本法は、官報公告日である同月15日から18ヶ月後の2020年2月15日から施行されます。

ブラジルでは、これまで日本の個人情報保護法のような分野横断的に個人情報保護法制は存在せず、インターネット法、消費者保護法、税法、銀行秘密法等の分野ごとの個別法において定められていたところ、本法は、初めて分野横断的に個人情報の取り扱いを規定する法律です。本法は、欧州連合(EU)一般データ保護規則(GDPR)の影響を強く受けており、類似する規制も多く定められています。

#### (1) 本法の適用範囲

本法は、本店や情報の所在地、又はそのデータ処理の手段にかかわらず、原則として、(a) データ処理がブラジル国内で行われる場合、(b) データ処理がブラジル国内に所在する個人に対してサービス又は商品を提供する目的、又はブラジル国内に所在する個人のデータ処理を行う目的で行われる場合、(c) 処理される個人情報がブラジル国内で

## Client Alert

収集された場合のいずれかのデータ処理に適用されます。必ずしもデータ処理行為がブラジル国内で行われる必要はなく、域外適用がなされ得る規定となっています。

### (2) データ処理等が許容されるケース

本法において、個人情報のデータ処理は、データ主体の同意がある場合、データ主体が当事者となっている契約等の履行に必要な場合、データ主体又は第三者の生命・身体の保護に必要な場合等の限定的な場面でのみ許容されています。

また、本法は、人種、民族、宗教的信条、政治的思想、労働組合、健康、性生活、遺伝子情報、生体情報等の機微個人情報のデータ処理は、さらに限定的な場合にのみ許容されます。

さらに、GDPRと同様に、越境データ移転は原則禁止されています。本法の規定に適合する個人情報の保護のレベルを定める国又は国際機関への移転の場合、データ主体又は第三者の生命又は身体の安全を保護するために移転が必要な場合等の一定の場合にのみ例外的に許容されます。

### (3) 民事責任・行政処分

個人情報のデータ処理に関連し本法に違反して、他者に損害を与えたコントローラー（個人情報の処理に関する決定を行う権限を有する者）又はプロセッサー（個人情報をコントローラーの名前で処理する者）は、かかる損害を補償する義務を負います。本法は、かかる補償義務の認定にあたり、一定の場合において、立証責任の転換ができる旨規定しています。また、本法に定める規則に違反したコントローラー又はプロセッサーは、企業グループのブラジル国内の前会計年度における収入の2%を上限とする課徴金（但し、1回の違反につき合計5,000万リアル（税抜き）（約14億5,000万円相当）が上限）や違反事実の公表等の行政処分を受けるものとされています。

### (4) 最後に

本法は、ブラジルに拠点を有する企業はもちろんのこと、ブラジルにおいて事業を行う企業に広く影響を及ぼし得るものです。詳細な運用については、下位規範やガイドラインの制定が待たれるところ、今後の動向に注視していく必要があります。

パートナー 梅津 英明

☎ 03-6212-8347

✉ [hideaki.umetsu@mhmjapan.com](mailto:hideaki.umetsu@mhmjapan.com)

アソシエイト 今仲 翔

☎ 03-6266-8907

✉ [sho.imanaka@mhmjapan.com](mailto:sho.imanaka@mhmjapan.com)

アソシエイト 大川 信太郎

☎ 03-6213-8150

✉ [shintaro.okawa@mhmjapan.com](mailto:shintaro.okawa@mhmjapan.com)



## Client Alert

## 14. 国際訴訟・仲裁：JCAA（日本商事仲裁協会）による規則改正案の公表

2018年11月16日、JCAA（日本商事仲裁協会）が規則改正案を公表し、これに対する意見募集を開始しました。JCAAの説明文書では、改正の背景として、日本政府がいわゆる「骨太の方針」で国際仲裁の活性化に言及したこと等が記載されています。

今般の改正案で特に目を引くのは、通常のJCAA商事仲裁規則に加えて、「インタラクティブ仲裁規則」という、新たな仲裁規則を導入する点です。この新たな手続きの特徴は二つあり、一つは、手続過程において当事者と仲裁人の「対話」が求められること、他の一つは、仲裁人の報酬を請求金額に応じた固定制とすることです。例えば、単独仲裁人による手続で、請求金額が1億円以上50億円未満の場合には、仲裁人の報酬額は300万円で固定されています。

当事者と仲裁人との間で「対話」という密なコミュニケーションを持つことは、効率的かつ効果的な審理に資すると考えられます。なお、日本の裁判所においても、当事者と裁判官との間の口頭議論の活性化が強く意識されているところです。しかも、JCAAの「インタラクティブ仲裁規則」は、手続きの中間段階で、仲裁廷の義務として、可能な限り争点についての暫定的心証を書面に記載して開示することを求めており、かなり踏み込んだコミュニケーションが想定されています。

シンガポールのような仲裁先進国がアジアにある中で、日本における国際仲裁を活性化するためには、新たな特徴を示すことが重要です。本年7月配信号（第55号）において、そのような特徴ある取組として、標準必須特許を巡る紛争に着目し、世界各国の著名元裁判官等を集めるという東京国際知的財産仲裁センター（IACT）を紹介しましたが、今般のJCAAの規則改正案も、特徴ある取組として注目すべきものといえます。

パートナー 関戸 麦

☎ 03-5223-7759

✉ [muji.sekido@mhmjapan.com](mailto:muji.sekido@mhmjapan.com)

## Client Alert

### セミナー情報

[www.mhmjapan.com/ja/seminars/index.html](http://www.mhmjapan.com/ja/seminars/index.html)

- セミナー 『基礎から学ぶ発電プロジェクトの契約実務』

開催日時 2018年12月7日(金) 14:00～17:00

講師 村上 祐亮

主催 株式会社新社会システム総合研究所
  
- セミナー 『【追加開催】「EU域内から十分性認定により移転を受けた個人データの取扱いに関する補完的ルール」および「個人情報保護法ガイドライン」に関するQ&A』

開催日時 2018年12月7日(金) 14:00～16:00

講師 北山 昇

主催 経営法友会
  
- セミナー 『来年の株主総会運営の在り方』

開催日時 2018年12月11日(火) 13:30～16:30

講師 菊地 伸

主催 公益社団法人商事法務研究会
  
- セミナー 『民法改正によるITビジネスへの影響と留意点～IT関連契約、システム開発契約を中心に～』

開催日時 2018年12月14日(金) 13:30～16:30

講師 佐々木 奏

主催 一般社団法人企業研究会
  
- セミナー 『2019年定時株主総会における想定問答作成及び回答のポイント』

開催日時 2018年12月18日(火) 9:30～12:30

講師 奥山 健志

主催 株式会社プロネクサス
  
- セミナー 『次世代保険ビジネスの最前線』

開催日時 2018年12月18日(火) 13:30～14:20

講師 増島 雅和

主催 株式会社セミナーインフォ

## Client Alert

- セミナー 『インバウンド不動産流動化取引の実務～最新の法改正・取引実務を踏まえて解説～』  
開催日時 2018年12月19日(水) 14:00～17:00  
講師 蓮本 哲  
主催 株式会社金融財務研究会
  
- セミナー 『新時代に入った金融検査・監督と金融機関の取り組むべき課題』  
開催日時 2018年12月20日(木) 9:30～12:30  
講師 江平 享  
主催 株式会社セミナーインフォ
  
- セミナー 『競合他社との提携、連携、接触ルール ～強化改正される独占禁止法規制と業務提携等～』  
開催日時 2018年12月25日(火) 14:00～17:00  
講師 玉木 昭久  
主催 株式会社経営調査研究会

### 文献情報

<http://www.mhmjapan.com/ja/publications/index.html>

- 本 『これ1冊でわかる 住宅宿泊事業法 弁護士が解説する民泊制度の要点とトラブル対応事例』(2018年8月刊)  
出版社 第一法規株式会社  
著者 横田 真一朗、佐伯 優仁、野村 祐美子
  
- 本 『わかりやすい米国民事訴訟の実務』(2018年11月刊)  
出版社 株式会社商事法務  
著者 関戸 麦、高宮 雄介、森田 茉莉子、片桐 大(共著)
  
- 本 『租税法と民法』(2018年11月刊)  
出版社 株式会社有斐閣  
著者 大石 篤史(共著)
  
- 本 『事業譲渡・譲受けの法務 Mergers and Acquisitions』  
(2018年11月刊)  
出版社 株式会社中央経済社  
著者 河島 勇太(共著)

## Client Alert

- 本 『海外進出企業のための外国公務員贈賄規制ハンドブック』  
(2018年11月刊)  
出版社 株式会社商事法務  
著者 伊藤 憲二、宇都宮 秀樹、小松 岳志、眞鍋 佳奈、梅津 英明、大野 志保、高宮 雄介、増田 雅史、田中 亜樹、石本 茂彦、武川 丈士、田中 光江、小島 義博、秋本 誠司、小山 洋平、二見 英知、湯浅 紀佳、川村 隆太郎、埴 晋、関口 健一、佐藤 貴哉、井上 淳、白井 慶宜、岸 寛樹、蘇 春維、園田 観希央、竹内 哲、鈴木 幹太、山口 健次郎、佐川 雄規、西尾 賢司、細川 怜嗣、今仲 翔、黒田 大介、白井 啓子、茨木 雅明、中野 玲也、小田 輝、柴 巍、羽深 宏樹、柿元 将希、立川 聡、畑江 智、畠山 佑介、福田 剛、藤田 鈴奈、御代田 有恒、呂 佳叡、井上 諒一、花村 大祐、大川 信太郎、宮原 拓郎、四宮 雄紀、富永 裕貴、堀 裕太郎、水本 真矢、山崎 友莉子
- 本 『金融商品取引法コンメンタール第1巻 定義・開示制度(第2版)』  
(2018年11月刊)  
出版社 株式会社商事法務  
著者 峯岸 健太郎(共著)
- 論文 「中国最新法律事情(225)電子商取引法」  
掲載誌 国際商事法務 Vol.46 No.11  
著者 青山 慎一、水本 真矢
- 論文 「国内陸上物品運送に関する改正」  
掲載誌 ジュリスト No.1524  
著者 野村 修也
- 論文 「BCM~「想定外」を想定する?~」  
掲載誌 月刊監査役 No.688  
著者 松井 秀樹
- 論文 「「医療用医薬品の販売情報提供活動に関するガイドライン」の公表」  
掲載誌 会社法務 A2Z No.139  
著者 浦岡 洋

## Client Alert

- 論文 「株式会社対価によるクロスボーダーM&A 産強法改正に接して」  
 掲載誌 MARR ( Mergers & Acquisitions Research Report ) No.290  
 著者 棚橋 元
- 論文 「パネルディスカッション 争点整理は、口頭議論で活性化するか」  
 掲載誌 判例タイムズ No.1453  
 著者 関戸 麦 ( 共著 )
- 論文 「改正民法のはなし ( その 9 ) 貸借型契約」  
 掲載誌 民事法務 No.384  
 著者 内田 貴
- 論文 「弁護士が精選！重要労働判例 - 第 187 回 学校法人武相学園 ( 高  
 校 ) ( うつ病で休職中の懲戒解雇 ) 事件」  
 掲載誌 Web 労政時報  
 著者 水本 真矢
- 論文 「The Promise and Potential of Online Dispute Resolution in Japan」  
 掲載誌 International Journal of Online Dispute Resolution ( Issue 2, 2018 )  
 著者 羽深 宏樹
- 論文 「Getting the Deal Through - Healthcare Enforcement & Litigation  
 2019 - Japan Chapter」  
 掲載誌 Getting the Deal Through - Healthcare Enforcement & Litigation 2019  
 著者 浦岡 洋、岡田 淳、井上 ゆりか ( 共著 )
- 論文 「Getting the Deal Through - Cloud Computing 2019 - Japan  
 Chapter」  
 掲載誌 Getting the Deal Through - Cloud Computing 2019  
 著者 岡田 淳、桑原 秀明

### NEWS

<http://www.mhmjapan.com/ja/news/all/all/list.html>

- Asia Law & Practice の Asialaw Profiles 2019 The Definitive Guide to Asia-Pacific's Leading Domestic and Regional Law Firms ( 23rd edition ) にて高い評価を得ました  
 Asia Law & Practice の Asialaw Profiles 2019 The Definitive Guide to Asia-Pacific's Leading Domestic and Regional Law Firms ( 23rd edition ) にて、  
 “ Recommended firms ” として紹介され、当事務所は以下の分野で高い評価を得

## Client Alert

ました。また、当事務所のバンコクオフィス（Chandler MHM Limited）およびヤンゴンオフィスも“Recommended firms”として紹介され、各分野で高い評価を得ております。

なお、ヤンゴンオフィスは日本の法律事務所として唯一、ミャンマーにおける“Recommended firms”として紹介されています。

### Japan

#### Practice Areas

##### Outstanding

- Banking and finance（バンキング／ファイナンス）
- Capital markets（キャピタル・マーケット）
- Competition/Antitrust（競争法／独占禁止法）
- Construction（建築）
- Corporate and M&A（コーポレート／M&A）
- Dispute resolution（紛争解決）
- Investment funds（投資ファンド）
- Labour and employment（労働法務）
- Regulatory（規制法）

##### Highly Recommended

- Intellectual Property（知的財産）
- Restructuring & Insolvency（事業再生／倒産）
- Tax（税務）

##### Recommended

- Private Equity（プライベート・エクイティ）

#### Industry Sectors

##### Outstanding

- Banking and financial service（バンキング／金融サービス）
- Consumer goods and services（消費財／消費者サービス）
- Energy（エネルギー）
- Real estate（不動産）

##### Highly Recommended

- Media and entertainment（メディア／エンタテインメント）

## Client Alert

### Recommended

- Insurance ( 保険 )
- Technology and telecommunications ( テクノロジー / 通信 )

### **Myanmar**

#### Practice Areas

### Recommended

- General business law ( 企業法務全般 )

#### Industry Sectors

### Highly Recommended

- Energy ( エネルギー )

### Recommended

- Infrastructure ( インフラ )
- Real estate ( 不動産 )

### **Thailand**

#### Practice Areas

### Outstanding

- Banking & Finance ( バンキング & ファイナンス )
- Corporate/M&A ( コーポレート / M&A )

### Highly Recommended

- Construction ( 建築 )
- Restructuring & Insolvency ( 事業再生 / 倒産 )

### Recommended

- Capital markets ( キャピタル・マーケット )

#### Industry Sectors

### Outstanding

- Banking and financial services ( バンキング / 金融サービス )
- Energy ( エネルギー )

### Highly Recommended

- Industrials and manufacturing ( 産業 & 製造業 )
- Infrastructure ( インフラ )

## Client Alert

- Real estate (不動産)

### Recommended

- Consumer goods and services (消費財 / 消費者サービス)
- **IFLR1000 FINANCIAL AND CORPORATE 2019**にて高い評価を得ました
- IFLR1000 FINANCIAL AND CORPORATE 2019で、当事務所と当事務所の15名の弁護士が以下の通り高い評価を受けております。事務所のバンコクオフィスおよびヤンゴンオフィスにおいても下記の分野で上位グループにランキングされ、各オフィスに所属する弁護士が高い評価を受けております。

なお、ヤンゴンオフィスは日本の法律事務所として唯一、ランキングされております。

### 分野

#### **JAPAN**

##### Tier 1

Banking (バンキング)

Capital markets: Debt (キャピタル・マーケット: デット)

Capital markets: Equity (キャピタル・マーケット: エクイティ)

Capital markets: Structured finance and securitisation (キャピタル・マーケット: ストラクチャード・ファイナンス / 証券化)

M&A

Project development (開発計画)

##### Tier 2

Project finance (プロジェクトファイナンス)

#### **MYANMAR**

##### Tier 3

Financial and corporate (ファイナンス / コーポレート)

#### **THAILAND (Chandler MHM Limited)**

##### Tier 1

Banking and finance (バンキング & ファイナンス)

Project development (開発計画)



## Client Alert

### Tier 2

M&A

### Tier 3

Capital markets (キャピタル・マーケット)

### 弁護士

#### JAPAN

##### Market leader

佐藤 正謙

##### Highly Regarded lawyer

石黒 徹、河井 聡、桑原 聡子、諏訪 昇、棚橋 元、安部 健介、石綿 学、大石 篤史、小澤 絵里子、小林 卓泰、松村 祐土、武川 丈士、鈴木 克昌、トニー・グランディ

#### THAILAND (Chandler MHM Limited)

##### Market leader

ジェッサダー・サワッディボン

##### Highly Regarded lawyer

アルバート・チャンドラー、ラッタナ・ブーンソムバットラート、プラーニー・クリンラット、スパトラー・サターポンナーノン

- **Khin Cho Kyi 弁護士がヤンゴンオフィスの外部アドバイザーに就任いたします**  
Khin Cho Kyi 弁護士が 2019 年 1 月 1 日付でヤンゴンオフィスのシニア・リーガルアドバイザーに就任いたします。

Khin Cho Kyi 弁護士は、ミャンマーの公的機関および民間で 40 年以上の法務実務の経験を有する弁護士です。その間、ミャンマーのみならず国際的にも広範囲にわたってネットワークを築いてまいりました。同弁護士は、ミャンマーの民間企業や外資企業、多国間の国際財団、金融機関、各国大使館、海外の法律事務所などのリーガルアドバイザーを務めてまいりました。

Khin Cho Kyi 弁護士は、Chambers Global 2018 および Chambers Asia-Pacific 2018 の個人弁護士部門の Band 1 にランクされています。

ヤンゴンオフィスの共同代表の武川 丈士 弁護士は「ミャンマー最良の法律家と

## Client Alert

して広く知られる Khin Cho Kyi 弁護士をアドバイザーとしてお迎えできて大変嬉しく思っています。2017 年の Win Naing 弁護士入所に続き、Khin Cho Kyi 弁護士をチームに迎えることで、クライアントにトップクオリティの法的アドバイスと幅広いリーガルサービスを提供できるようになります。我々は、引き続きミャンマー政府が行う立法の起草支援を行い、当局が法に則った行政の運営を実施できるよう支援してまいります。」とコメントしています。

Khin Cho Kyi 弁護士は、引き続き Myanmar Legal Services Limited のマネジングディレクターも兼務いたします。

2018 年 11 月

- ▶ 太子堂 厚子 弁護士、渡辺 邦広 弁護士、河島 勇太 弁護士、松村 謙太郎 弁護士がウイリス・タワーズワトソンと共同で実施した、日米欧の時価総額上位企業における中長期インセンティブ(株式報酬等)の導入状況についての調査結果が公表されました  
太子堂 厚子 弁護士、渡辺 邦広 弁護士、河島 勇太 弁護士、松村 謙太郎 弁護士がウイリス・タワーズワトソンと共同で実施した、日米欧の時価総額上位企業における中長期インセンティブ(株式報酬等)の導入状況についての調査結果が公表されました
- ▶ 石田 幹人 弁護士が一般社団法人日本 CFA 協会 理事に就任しました
- ▶ 岡田 淳 弁護士が東京大学 政策ビジョン研究センター 客員研究員(シニア・リサーチャー)に就任しました
- ▶ 岡田 淳 弁護士が「グローバル・ベンチャー・エコシステム連携加速化事業補助金(スタートアップファクトリー構築事業)に係る契約ガイドライン検討会」委員に就任しました

(当事務所に関するお問い合わせ)  
森・濱田松本法律事務所 広報担当  
mhm\_info@mhmjapan.com  
03-6212-8330  
www.mhmjapan.com